

新型コロナウイルスの影響による
国保料減免、納税緩和、
インボイス制度への対応
民商に相談を

確定申告直前！準備は早めに、十分に 売上・仕入・経費の集計、控除証明書等の確認

確定申告の時期となりました。これから各班・支部で申告学習会・相談会が開かれます。売上・仕入・経費の集計や控除証明書の確認など、申告に向けて早めに準備しましょう。また、十分に準備したうえで相談会にお越しください。

左記1～3は、支援金・補助金や控除について注意が必要なものです。自主計算・パンフレット（別冊）も併せて確認してください。

1. 基礎控除額

基礎控除額は2020（令和2）年度分より合計所得金額（収入金額から仕入・経費を差し引いた金額の合計）の区分に応じた額に改定されました。所得が2400万円以下の場合、基礎控除額は48万円となります。



2. 事業復活支援金、時短協力金、国や地方公共団体からの補助金等は課税対象

事業復活支援金、時短営業協力金、国や地方公共団体（新潟県、長岡市など）から支援金や補助金が給付された場合、所得税申告において課税対象となります。給付された金額は事業収入に算入します。

白色申告の場合、収支内訳書上ではP.1「収入金額」欄の「その他の収入」に給付された金額を記入します。

青色申告の場合は、青色申告決算書のP.2「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「雑収入」欄に給付された金額を記入し、事業収入に算入します。

※消費税の申告においては課税対象となりません。

3. 青色申告特別控除

所得税青色申告決算書において、損益計算書の他に貸借対照表を記入して提出する場合、青色申告特別控除額は55万円です（電子帳簿保存法に基づいた電子帳簿保存を行った場合は65万円の控除となります）。これ以外の青色申告の控除額は10万となります。

昨年12/1以降にコロナ陽性が判明した場合
共済入院見舞金請求の添付書類について
全商連共済会は、共済会加入者がコロナ陽性となった場合、入院はもちろん、自宅療養も入院見舞金支払いの対象としてあります。

昨年12月1日以降に、検査キットまたは医療機関による検査で陽性が判明し、自宅で療養した場合、請求の際には左記のように、コロナ陽性になったことを確認することができる書類の添付が必要となります。

国・県が定めている療養期間は、発熱など発症日（無症状の場合は検体採取日）の翌日を1日目として数える7日間です。

自宅療養期間が7日間（規定日数）の場合

①陽性者登録・フォローアップセンター、MYHERSYSなどにコロナ陽性を登録した際の画面、登録に関するメールのコピー

自宅療養期間が8日間以上の場合

①陽性者登録・フォローアップセンター、MYHERSYSなどにコロナ陽性を登録した際の画面、登録に関するメールのコピー

②7日間（規定日数）を越えて療養した理由を記した役員確認書

入院した場合

新型コロナウイルス以外の傷病で入院した場合と同様、病院の請求書または領収書を添付することにより請求可（75歳未満の加入者が31日以上入院した場合は、退院証明書または診断書の添付も必要です）

注意事項

コロナに感染したら、全県に設置された陽性者登録・フォローアップセンターに自ら登録することが求められています。右記のように、入院見舞金請求の際には書類添付が必要となるため、必ず登録してください。ご不明な点はお問い合わせください。